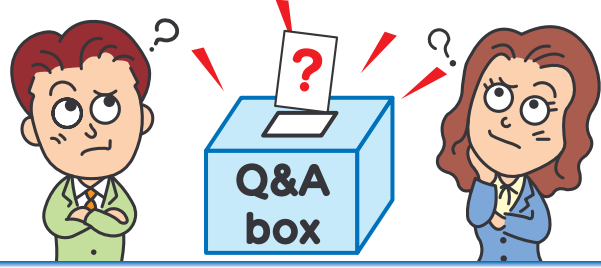


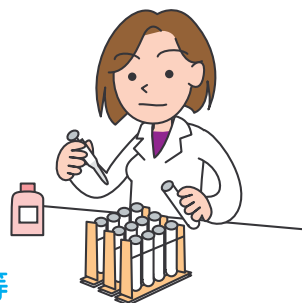
水の質問箱 8



松戸市水道部水質検査計画(17年度)について

平成16年4月1日より水道法が改正になり、平成17年度からすべての水道事業者等が「水質検査計画」を策定し、公表することになりました。

- 1.基本方針
- 2.事業概要
- 3.水質の状況
- 4.水質検査採水地点
- 5.検査項目・頻度・検査委託先・検査結果等



なお、17年度の水質検査計画と16年度の水質検査結果の詳細は平成17年5月以降の松戸市水道部のホームページに掲載します。

Q 市営水道が行っている水質検査項目と基準値について教えてください。

A 水質基準の各項目及び基準値は、WHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドラインを参考に、水質基準項目（50項目）を法令で、基準値として厚生労働省が決定しています。
基準値は人の健康の保護に関する値で、生涯にわたる連続的な摂取をしても影響が生じない水準を基として設定されています。
具体的には、1日に飲用する（料理、果物等を含む）水の量を2リットル、人の平均体重を50キログラム、という条件の下で算出されています。

Q 市営水道が水質検査を行っている採水地点はどこですか？

A 市水の給水区域は小金地区と常盤平地区に大きく分かれています。そこで次の2ヶ所を地区の代表として選定しています。

- 小金地区（新松戸1-327 新松戸第一公園内給水栓）
- 常盤平地区（常盤平1-23 ひまわり公園内給水栓）

また、毎日検査を行う残留塩素等の検査地点も各地区4ヶ所を選定しています。

- 小金地区（横須賀2-12・中金杉4-208・東平賀583-1・八ヶ崎1-6-8）
- 常盤平地区（常盤平1-23・常盤平2-32・常盤平5-5・常盤平6-17）

いずれも給水区域内末端で検査しています。これにより区域全体を把握できると考えています。

平成15年度 決算の状況

(単位 千円)

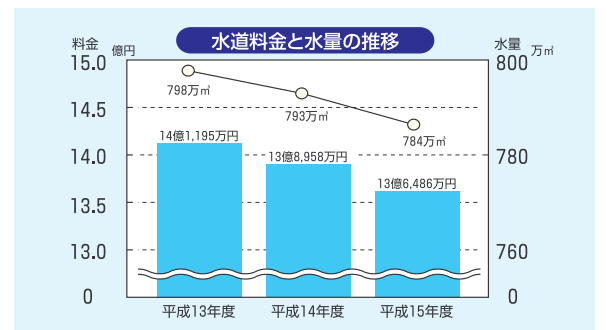
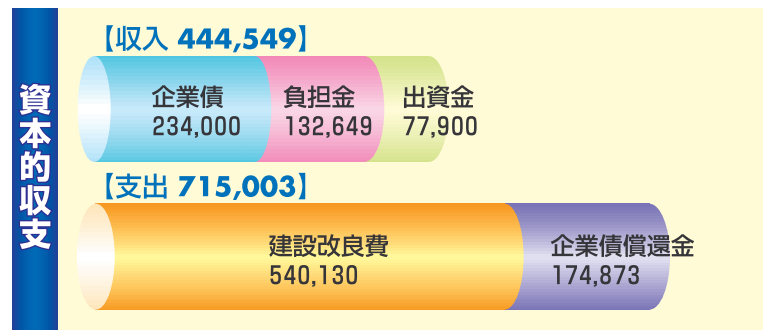
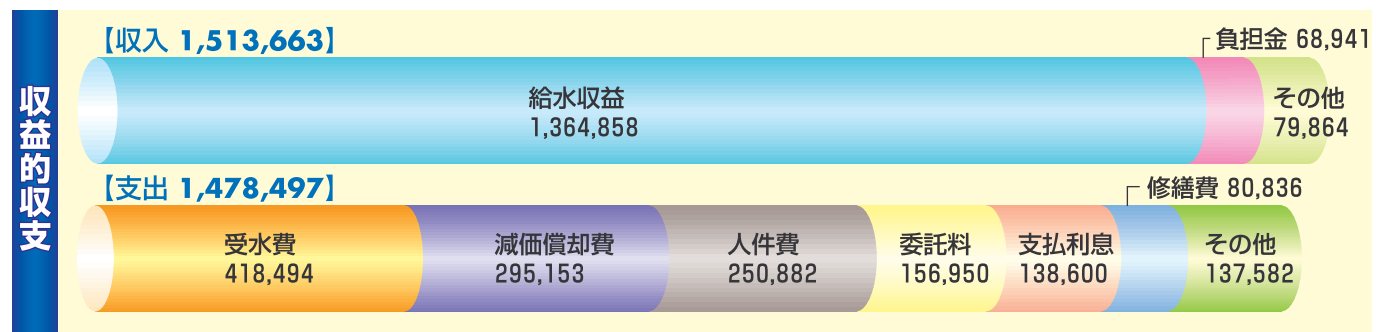
「水道事業会計」決算の状況をお知らせします。

平成15年度は給水量の減量に伴い料金収入が減少しましたが、経費の節減等、経営努力の結果、利益を計上することができました。

「水道事業会計」は、日常の給水活動のための経費「収益的収支」と水道施設の建設・改良などのための経費「資本的収支」からなっています。

「収益的収支」においては収入が15億1,366万3千円、支出が14億7,849万7千円と3,516万6千円の純利益を生じました。

また、「資本的収支」においては収入が4億4,454万9千円、支出が7億1,500万3千円となり、収支不足額2億7,045万4千円は内部留保資金で補いました。



水道部ではこのようなことは行っておりません

総務課 ☎047(341)0430

- お知らせ票(検針票)でお金をいただくこと。
- 有効期限切れのメータを交換して、お金をいただくこと。
- お客さま宅へお伺いして、お金をいただくこと。(引越し時の精算を除きます。)
- お客さまから要請のない水質検査をしてお金をいただくこと。
- 突然訪問して、簡単な水質検査を行った後に浄水器の販売・斡旋や水道管の配管工事契約を行うこと。

水道部ではこのようなことは行っておりませんので、十分ご注意ください。



作業服等を着用して水道部職員を装い水道料金等を詐取したり、あるいは、水道部から依頼されたと偽り、勝手に水質検査を行ったあげく浄水器を売りつけるなど、詐欺や窃盗、悪質な訪問販売が多発しています。

水道部職員を装った詐欺や窃盗、悪質な訪問販売が多発しています！

おいしい水で豊かな暮らし！